

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱

平成18年4月25日付け17国際第1418号
農林水産事務次官依命通知
改正平成19年4月2日付け18国際第1194号
改正平成20年4月1日付け19国際第1247号
改正平成21年4月1日付け20国際第1343号
最終改正平成21年5月29日付け21国際第182号

第1 趣旨

アジア諸国の経済発展に伴う所得の向上などにより、我が国の高品質で安全な農林水産物・食品（以下「農林水産物等」という。）の輸出を拡大する機会が到来している。この機をとらえ、攻めの農政の重要な柱の一つとして、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする目標が示されたところである。

この目標達成に資するため、果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される品目の輸出額について明確な目標を設定し、戦略的に輸出に取り組もうとする事業実施主体の輸出拡大プロジェクトを支援することにより、我が国の農林水産物等の輸出拡大を加速化する。また、平成19年3月、農林水産大臣の私的諮問機関である「海外日本食レストラン推奨有識者会議」において取りまとめられた「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けて、事業実施主体が自主的に取り組む海外での推奨事業の実施やそれに伴う活動について支援する。さらに、日本ブランドの輸出を支える我が国のオリジナル品種の保護を図るため、DNA分析による品種識別技術の開発を重点的に支援する。加えて、輸出に取り組む産地等が直面する共通の課題について解決策を提示し、他の産地に普及する取組を一体的に実施する取組を支援する。これらのほか、海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策事業として、海外における外国のバイヤーと日本からの輸出を希望する事業者のマッチングの場を設定する活動及び海外のショッピングモール等を活用した販売促進活動を支援する。

第2 目標

農林水産物等輸出促進支援事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農林水産物等の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする目標の達成を助長するために実施する。

第3 事業の種類、内容等

- 1 第2の目標の達成に資するために行う事業の種類、事業内容及び事業実施主体は別表1のとおりとする。
- 2 事業実施主体は、農林水産省大臣官房国際部長（以下「国際部長」という。）、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）又は農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める公募要領により公募し、その応募者の中から選定された団体等とする。
- 3 上記2により事業実施主体を選定するに当たっては、国際部長、総合食料局長又は生産局長が別に定める選定審査委員会設置要領により設置する選定審査委員会の意見を聞かなければならない。

第4 事業実施計画

- 1 事業実施計画の作成及び承認
事業実施主体は、毎年度、事業実施計画の承認申請書（別記様式第1号）により、事業実施計画を作成し、次に掲げる者に提出して、その承認を受けるものとする。
 - (1) 別表1の「事業の種類」欄の1の事業にあつては、別表2に掲げる事業承認者
 - (2) 別表1の「事業の種類」欄の2の事業にあつては、総合食料局長
 - (3) 別表1の「事業の種類」欄の3の事業にあつては、生産局長
 - (4) 別表1の「事業の種類」欄の4、5及び6の事業にあつては、国際部長
- 2 事業実施計画の変更
事業実施計画の変更のうち、重要な変更（事業の中止又は廃止のほか、農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表1の「重要な変更」欄に掲げる変更をいう。）については、1に準じて行うものとする。

第5 事業実施主体の特認の要件及び手続

- 1 別表1の事業実施主体の欄に掲げる特認団体は、次に掲げる要件を満たす団体であつて、本事業の事業実施主体となることについて、別表2に掲げる事業承認者、総合食料局長、生

産局長又は国際部長が特に必要と認めるものをいう。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各年度毎の事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 2 特認団体の認定の手続は、第4の1における事業実施計画の提出の際、併せて特認団体承認申請書（別記様式第2号）を提出することにより行うものとする。

第6 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費につき、交付要綱に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告等

1 事業の実施状況の報告

事業実施主体は、事業実施計画を承認した者に対し事業の実施状況を報告するものとする。

2 事業実施報告書の提出

- (1) 事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、別表1の「事業の種類」欄の1に係る事業にあつては別表2に掲げる事業承認者、2に係る事業にあつては総合食料局長、3に係る事業にあつては生産局長、4、5及び6に係る事業にあつては国際部長に提出するものとする。なお、1に係る事業のうち「輸出プロモーターの活用」を実施した事業実施主体は、貿易実務経験や専門的知見を有する者（以下「輸出プロモーター」という。）が事業実施主体に対して実施した業務概要やその成果等を添付するものとする。

- (2) 事業実施主体は、次に掲げる事業については、事業終了年度から起算して3年間、毎年、翌年度の4月末日までに事業成果を報告するものとする。

ア 別表1の「事業の種類」欄の1の事業にあつては、別記様式第3号により別表2に掲げる事業承認者に提出

イ 別表1の「事業の種類」欄の2の事業にあつては、別記様式第4号により総合食料局長に提出

ウ 別表1の「事業の種類」欄の3の事業にあつては、別記様式第5号により生産局長に提出

3 事業の実施状況に対する指導

別表2に掲げる事業承認者、総合食料局長及び生産局長は、2の規定により提出された事業実施報告書の内容について検討し、事業目標の達成状況を踏まえ、目標の達成が見込まれないと判断したときは、事業実施主体に対し、改善の指導等必要な措置を講じるものとする。

第8 収益納付

- 1 別表1の「事業の種類」欄の2、3又は6の事業に係る事業実施主体に当該事業による収益が生じた場合は、別記様式第6号、別記様式第7号又は別記様式第9号により収益状況報告書を事業終了年度から起算して5年間、毎年、翌年度の6月末日までに総合食料局長、生産局長又は国際部長に提出するものとする。

- 2 国は、1の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、総合食料局長、生産局長又は国際部長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

- 3 別表1の「事業の種類」欄の2の成果について、印刷物を出版する場合にあつては、別記様式第8号により総合食料局長に報告するものとする。

第9 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

別表 1

事業の種類	事業内容	事業実施主体
1 農林水産物等輸出促進対策	<p>果実、水産物等の今後輸出拡大が期待される品目について意欲的な輸出目標を設定し本格的に輸出に取り組もうとする民間団体等を対象に、これらの方が行う、以下の(1)から(8)までに掲げる輸出環境整備又は市場調査、販売促進事業等の輸出拡大プロジェクトに対して重点的に支援する。</p> <p>(1) 輸出プロモーターの活用 (2)から(8)までの事業の全部又は一部を実施する場合に、必要に応じて、当該事業を強力に推進するための輸出プロモーターを活用する。</p> <p>(2) 輸出能力養成 輸出先駆者を講師とする研修会等の開催や海外の流通現場の実態把握等により、事業実施主体が輸出拡大プロジェクトを企画・立案し、実行するために必要な人材を養成する。</p> <p>(3) 海外輸出環境調査 事業実施主体が取り扱う産品について、海外の流通業界を中心とした市場調査、一般消費者を対象とした嗜好・文化・風習・消費動向等を調査する。</p> <p>(4) 産地PR・ほ場視察 輸出国のバイヤーを輸出産地に招へいし、産地の食文化、気候風土、作物の栽培方法、栽培状況等をPRする。また、栽培農家等と直接商談する機会を設け共通の商品開発を通じ、取扱量や品目の増加を図る。</p> <p>(5) ブランド認証 産地での生産、加工、出荷等に係る統一的な基準を作るとともに、その基準を満たした産品についてブランド認証することにより、輸出相手国産品との差別化・高付加価値化を図る。</p> <p>(6) 物流技術実証 輸出を安定的に行う上で必要な品質保持やコスト削減を実現するための物流システムの構築を図る。</p> <p>(7) 海外輸出環境整備 ア 海外輸出環境整備の推進 海外の関係団体等に対し取扱産品を使用した日本食等を認知させ、海外での販売促進の協力を得る。 イ 輸出産地体制の整備 輸出先国の植物検疫条件等に適合した生産地域の環境整備等を通じて、輸出の定着化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された法人 ・商工組合等中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づき設立された法人 ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人 ・森林組合等森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に基づき設立された法人 ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)に基づき設立された法人 ・輸出組合等輸出入取引法(昭和 29 年法律第 299 号)に基づき設立された法人 ・商工会議所等商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に基づき設立された法人 ・商工会等商工会法(昭和 35 年法律 89 号)により設立された法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・特認団体(別表 2 の事業承認者が特に必要と認める団体)

<p>2 海外日本食優良店普及推進事業</p>	<p>(8) 海外販売促進活動 海外の百貨店等における販売活動、レストランにおける日本食フェアの開催、効果的な広報活動等により、取扱製品の販売量の拡大を図る。</p> <p>「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けて、事業実施主体が自主的に取り組む以下の(1)から(4)までに掲げる活動について支援する。</p> <p>(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会 事業実施主体が「日本食レストラン推奨計画」の提言の具体化に向けた事業運営を行っていくための検討会を開催する。</p> <p>(2) 基準策定等調査 事業実施主体が海外組織を活用し、特定非営利法人日本食レストラン海外普及推進機構が作成した「推奨ガイドライン」を踏まえ、海外の実状に即した日本食レストランを推奨するための基準の策定等に必要な調査を行う。</p> <p>(3) 情報収集 事業実施主体が「日本食レストラン推奨計画」を効果的に推進するために必要な情報収集を行う。</p> <p>(4) 普及啓発 事業実施主体が日本食、日本食材、日本食レストラン等について普及啓発活動を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づき設立された法人 ・商工組合等中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づき設立された法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・特認団体(総合食料局長が特に必要と認める団体)
<p>3 品種保護に向けた環境整備</p>	<p>日本ブランドの輸出を支える我が国のオリジナル品種の保護を図るため、以下の(1)及び(2)に掲げるDNA分析による識別技術の開発を重点的に支援する。</p> <p>(1) オリジナル品種の権利保護の取組 海外への輸出を図るオリジナル品種について、品種を識別するためのDNA分析技術を開発し、権利保護を支援する。</p> <p>(2) 花き種苗の品種識別技術開発確立 品種登録数の多い花きについて、品種識別技術を開発し、不正に生産された花きの輸入対策に加え、積極的な海外市場開拓により高品質花きの輸出促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人 ・一般社団法人又は一般財団法人 ・特認団体(生産局長が特に必要と認める団体)
<p>4 農林水産物等輸出課題解決対策</p>	<p>輸出に取り組む産地等が直面する共通の課題について解決策を提示し、同様の課題を有する他の産地等に普及するため、以下の(1)及び(2)を一体的に実施する取組を支援する。</p> <p>(1) 輸出課題解決調査 産地等が直面する課題について関係者により構成される課題解決検討会を設置し問題意識を共有しつつ、解決策を提示するための調査及び研究を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 25 条及び第 575 条の規定に基づき設立された法人 ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 22 年法律第 181 号)に基づき設立された法人 ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人 ・森林組合等森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)

行う。

(2) 普及啓発

(1)の成果について報告書の作成、報告会の開催、情報提供システムの構築等により他の産地等に広く普及する。

5 農林漁業者等マッチング支援緊急対策

海外において、外国のバイヤー（卸売業者等）と、輸出に取り組みたい国内事業者とのマッチング（商談活動）の場を設定するため、以下の（1）及び（2）を一体的に実施する取組を支援する。

(1) 国内事業者への支援

(ア) 企画検討

事業実施国・地域の市場特性、輸出有望産品にかかる情報収集等を行う。

(イ) 参加者募集

参加者の公募を行う。

(ウ) 研修・支援

参加者に対する説明会の開催及び商談活動準備に関する相談受付、アドバイス等の支援を行う。

(2) マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ

(ア) 現地調整

実施箇所・時期・期間の調整、外国バイヤーのリストアップ・マッチング型商談会への招待及びフォローアップを行う。

(イ) 商談会企画検討・運営

担当者派遣、マッチング型商談会の企画及び運営を行う。

(ウ) 広報活動

ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。

(エ) 報告書作成

現地バイヤーの選定・招集方法、セミナー・試食会開催概要及びマッチングの成果等に関する報告書を作成する。

に基づき設立された法人

- ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)に基づき設立された法人
- ・輸出組合等輸出入取引法(昭和 29 年法律第 299 号)に基づき設立された法人
- ・商工会議所等商工会議所法(昭和 28 年法律第 14 3号)に基づき設立された法人
- ・商工会等商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づき設立された法人
- ・私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)に基づき設立された法人
- ・独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき設立された法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特認団体（国際部長が特に必要と認める団体）

- ・会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 25 条及び第 575 条の規定に基づき設立された法人
- ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和 22 年法律第 181 号)に基づき設立された法人
- ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき設立された法人
- ・森林組合等森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)に基づき設立された法人
- ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)に基づき設立された法人
- ・輸出組合等輸出入取引法(昭和 29 年法律第 299 号)に基づき設立された法人
- ・商工会議所等商工会議所法(昭和 28 年法律第 14 3号)に基づき設立された法人
- ・商工会等商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)に基づき設立された法人
- ・私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)に基づき設立された法人
- ・独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づき設立された法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特認団体（国際部長が特に必要と認める団体）

6 ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策

日本産農林水産物・食品について、海外の富裕層をターゲットとして需要開拓を行うため、海外のショッピングモール等にワゴンや販売コーナーを設置し、販売促進活動を行うため、以下の(1)及び(2)を一体的に実施する取組を支援する。

(1) 運営体制構築

(ア) 企画検討

事業実施国・地域の市場特性、輸出有望产品及び店舗設置可能場所の事前調査、販売・輸送・公募にかかる体制構築、運営計画策定等を行う。

(イ) 販売産品募集

店舗運営計画に基づき、販売産品の公募を行う。

(ウ) 研修・支援

国内の生産者等の出品者のうち、現地での販売促進活動を行う者を中心に相談受付、アドバイス等の支援を行う。

(2) 運営・販売促進

(ア) 現地調整

実施箇所・時期・期間の調整、事業目的を十分に達成できる販売エリアの確保し、店舗の造作、装飾、什器等の手配等を行う。

(イ) 販売促進活動

販売員の配置、販売促進活動の実施及び販売を通じた情報収集等を行う。

(ウ) 広報活動

ダイレクトメール発送・広告等の現地需用者に対する広報を行う。

(エ) 報告書作成

店舗設立にあたっての準備作業の内容、店舗の運営方法・販売成果、店舗運営により判明した課題等の報告書を作成する。

- ・会社法(平成17年法律第86号)第25条及び第575条の規定に基づき設立された法人
- ・事業協同組合等中小企業等協同組合法(昭和22年法律第181号)に基づき設立された法人
- ・農業協同組合等農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき設立された法人
- ・森林組合等森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき設立された法人
- ・漁業協同組合等水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された法人
- ・輸出組合等輸出入取引法(昭和29年法律第299号)に基づき設立された法人
- ・商工会議所等商工会議所法(昭和28年法律第143号)に基づき設立された法人
- ・商工会等商工会法(昭和35年法律第89号)に基づき設立された法人
- ・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立された法人
- ・私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づき設立された法人
- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき設立された法人
- ・一般社団法人又は一般財団法人
- ・特認団体(国際部長が特に必要と認める団体)

別 表 2

農林水産物等輸出促進対策に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
林産業分野及び水産業分野の事業実施主体	国際部長
その他の事業実施主体	_____
輸出を促進しようとする製品の産地等が特定の地方農政局の管轄区域(注)にある事業実施主体	農林水産省 地方農政局長
輸出を促進しようとする製品の産地等が沖縄県にある事業実施主体	内閣府 沖縄総合事務局長
その他の事業実施主体 (全国団体、北海道の団体など)	国際部長

(注)地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令(平成12年政令第253号)第91条に定める管轄区域である。

番 年 月 号 日

別表2に掲げる事業承認者	}	殿
農林水産省総合食料局長		
農林水産省生産局長		
農林水産省大臣官房国際部長		

所在地	}	印
団体名		
代表者名		

平成〇〇年度農林水産物等輸出促進支援事業の事業実施計画の（変更）承認申請について
 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (注1))
 (〇〇〇〇〇〇) (注2)

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）第4の1（注3）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認について申請します。

（変更の理由）
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (注4)

- （注1） 「農林水産物等輸出促進対策」、「海外日本食優良店普及推進事業」、「品種保護に向けた環境整備」又は「農林水産物等輸出課題解決対策」を記載すること。
- （注2） （注1）で「品種保護に向けた環境整備」を記載した場合には、「オリジナル品種の権利保護の取組」又は「花き種苗の品種識別技術開発確立」を記載すること。
- （注3） 変更承認申請の場合は「第4の2」とする。
- （注4） 変更承認申請の場合のみ記入し、事業実施計画の承認通知があった事業の内容等と容易に比較対照できるように、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- （注5） 別添資料を添付すること。

農林水産物等輸出促進対策は「別添1」	}
海外日本食優良店普及推進事業は「別添2」	
品種保護に向けた環境整備は「別添3」	
農林水産物等輸出課題解決対策は「別添4」	

(別添1)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 農林水産物等輸出促進対策の実施体制

2. 事業の目的

3. 現状と課題等

(1) これまでの輸出の取組(実績)

(2) 輸出の現状

(3) 輸出の課題

(4) 課題を解決するための取組方針
(注)取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

4. 輸出金額の目標及び実績等

(1) 対象国又は地域

(2) 特定品目(果実、水産、加工食品等の別)

(3) 特定品目の内訳

内 訳	目標 実績 の別	平成・・年 (現状)	平成・・年	平成・・年	平成・・年	平成・・年
	目標額					
	実績額					
	目標額					
	実績額					
合 計	目標額					
	実績額					

(注1) 特定品目に内訳がある場合にのみ作成。内訳がない場合は特定品目全体での目標

額及び実績額を記載すること。

(注2) 特定品目の内訳は特定品目毎に作成すること。

(注3) 特定品目の内訳が多数の場合、これを別葉とすることができる。

(注4) 基準年は原則として事業実施年度の前年度とするが、品目の特性等に応じて変更することができる。

(注5) 目標額及び実績額は、事業実施主体自らが取り扱う品目の輸出金額(単位は任意)を記載すること。

5. 活動内容

(1) 輸出プロモーターの活用

ア 目的

イ 事業の概要

(ア) 輸出プロモーターを活用して実施する取組の内容

(イ) 輸出プロモーターの概要

ウ 事業実施期間中の活用計画

エ 期待される成果等

(注1) 輸出プロモーターが個人の場合は履歴書、過去の輸出促進関係業務等、法人の場合は会社概要、類似の業務実績等を添付すること。

(注2) 事業実施主体と輸出プロモーターとの間で締結する契約書の案(締結済みの場合にあってはその写し)を添付すること。

(2) 輸出能力養成

ア 目的

イ 養成の対象者・対象者数

ウ 養成の手段・方法等

エ 養成が期待される具体的な能力

オ 実施体制

カ 実施時期

(3) 海外輸出環境調査

ア 目的

イ 方法

(ア) 調査の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 調査対象

(エ) 調査対象者数

(オ) 調査内容

ウ 調査結果の活用方法

エ 調査の実施体制

オ 実施時期

カ その他参考となる事項

(4) 産地PR・ほ場視察

ア 目的

イ 方法

(ア) 招へいする対象者

(イ) 産地PR・視察の内容

(ウ) 商談会の内容

ウ 実施体制

エ 実施時期

(5) ブランド認証

ア 目的

イ 方法

(ア) 認証基準の内容

(イ) ブランド認証の内容

ウ 実施体制

エ 実施時期

(6) 物流技術実証

ア 目的

イ 方法

(ア) 実証技術の内容

(イ) 実証期間

(ウ) 実証経路

ウ 実施体制

エ 実施時期

(7) 海外輸出環境整備

ア 輸出環境整備推進
(ア) 目的

(イ) 試食会等の実施時期

(ウ) 対象者（団体）

(エ) 試食会等の内容

(オ) 実施体制

イ 輸出産地体制整備

(ア) 目的

(イ) 生産地検査等の実施時期

(ウ) 対象となる生産地

(エ) 検査等の内容

(オ) 実施体制

(8) 海外販売促進活動

ア 販売活動

(ア) 場所（百貨店、レストラン等）

(イ) 実施期間

(ウ) 対象者

(エ) 内容

イ 広報

(ア) 広報の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 広報の対象者

(エ) 内容

(注) 事業実施主体は、(1)から(8)までの事業を単独又は適切に組み合わせて実施するものとする。ただし、(1)の事業は、(2)から(8)までの事業の全部又は一部と組み合わせて実施するものとする。

6. 事業実施スケジュール等

(1) 事業実施スケジュール

(注) 5の事業毎、月毎にスケジュールを記載すること。

(2) 事業完了予定年月日

7. 事業担当者連絡先

(1) 役職名及び氏名

(2) 郵便番号及び住所

(3) 電話番号及び FAX 番号

(4) E メールアドレス

8. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他	
	円	円	円	円	
輸出プロモーターの活用					費費 円円
輸出能力養成					費費 円円
海外輸出環境調査					費費 円円
産地PR・ほ場視察					費費 円円
ブランド認証					費費 円円
物流技術実証					費費 円円
海外輸出環境整備					費費 円円
海外販売促進活動					費費 円円
計					

- (注1) 必要に応じて資料を添付すること。輸出プロモーターの活用を実施する場合にあっては、輸出プロモーターが個人の場合にあっては履歴書、過去の輸出促進関係業務等、法人の場合にあっては会社概要、過去の類似実績等を必ず添付すること。
- (注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。また、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

9. 特記事項

10. 添付資料

(別添2)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 海外日本食優良店普及推進事業の実施体制

2. 現状と課題等

(1) これまでの取組(実績)

(2) 現状

(3) 課題

(4) 課題を解決するための取組方針
(注)取組方針は当該補助事業の内容と関連付けて記載すること。

3. 海外日本食優良店普及促進事業の目標

4. 活動内容等

(1) 海外日本食優良店普及促進組織運営委員会
ア 目的

イ 方法
(ア) 検討事項

(イ) 運営委員会開催地

(ウ) 実施時期

(エ) 出席者委員

(2) 基準策定等調査
ア 目的

イ 方法
(ア) 調査の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 調査対象

(エ) 調査対象者数

(オ) 調査内容

ウ 調査結果の活用方法

エ 調査の実施体制

オ その他参考となる事項

(3) 情報収集

ア 目的

イ 方法

(ア) 調査の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 調査対象

(エ) 調査対象者数

(オ) 調査内容

ウ 調査結果の活用方法

エ 調査の実施体制

オ その他参考となる事項

(4) 普及啓発

ア 目的

イ 方法

(ア) 普及啓発の種類

(イ) 実施時期

(ウ) 普及啓発対象

(エ) 普及啓発内容

ウ 普及啓発の実施体制

エ その他参考となる事項

5. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 庫 補助金	自 己 負担金	その他	
	円	円	円	円	
海外日本食優良店普及促進組織運営委員会					費費 円円
基準策定等調査					費費 円円
情報収集					費費 円円
普及啓発					費費 円円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添3)

1. 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 品種保護に向けた環境整備の実施体制

2. 本事業で取り組もうとする植物の現状と課題等について

(1) 育成者権の状況等

植物の種類	品種名	育成者権の存続期間	備考

(注)花き種苗の品種識別技術開発確立については記載不要。

(2) (1)の植物の品種又は花きについての品種保護とDNA品種識別技術に関する現状と課題

植物の種類と品種名	現状	課題	対処方針等

3. 年度別取組内容

植物の種類と品種名	平成・・年	平成・・年	平成・・年

(注) 取組内容については技術開発の内容や事業規模(品種数、マーカー数等)を記載すること。

4. 推進会議等の開催

会議等の名称	開催時期	参加者の所属・氏名	検討内容等

5. 各年毎の輸出金額の目標等
植物の種類 () 品種名 ()

	平成・・年 (現状)	平成・・年 (目標)	平成・・年 (目標)	平成・・年 (目標)	平成・・年 (目標)	備 考
輸出数量 輸出金額						
国内生産量 国内生産額						
国内侵害発生状況 海外侵害発生状況						

(注1) 花き種苗の品種識別技術開発確立については品種名の記載は不要。

(注2) 現状は事業実施年度の前年とし、目標は事業終了年度の翌年度から3年間分まで記載すること。

6. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
オリジナル品種の 権利保護の取組	円	円	円	円	費 費 円 円
花き種苗の品種識別 技術開発確立					費 費 円 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添4)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業担当者連絡先

ア 役職名及び氏名

イ 郵便番号及び住所

ウ 電話番号及びFAX番号

エ Eメールアドレス

2 事業の実施体制及び具体的内容

(1) 実施体制

(注) 担当部署名及び担当者数について具体的に記載すること。

(2) 取組の具体的内容等

ア 現状

イ 課題及び目標

ウ 事業内容

(注) 課題を解決するための調査内容及び方法並びに成果についての普及方法等について具体的に記載すること。

3. 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
輸出課題解決調査	円	円	円	円	費 費 円 円
普及啓発					費 費 円 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添 5)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業担当者連絡先

ア 役職名及び氏名

イ 郵便番号及び住所

ウ 電話番号及び FAX 番号

エ Eメールアドレス

2 事業の実施体制及び具体的内容

(注) 担当者数、配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等について具体的に記載すること。

3 事業実施国・地域における日本産食品普及の現状及び課題

ア 事業実施国・地域の市場特性、日本産食品の普及状況及び有望産品

イ 事業実施国・地域において日本産食品の普及を拡大するための課題及び方策

4 事業内容

ア 国内事業者への支援

(ア) 参加者の募集方法

(イ) 参加者への情報提供、事前準備支援の内容

イ マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ

(ア) 実施箇所

(イ) 実施時期、期間

(ウ) 現地需用者（バイヤー等）の参集方法

(エ) マッチング型商談会の内容

(オ) 商談会のフォローアップの方法

(カ) 事業報告（作成する報告書の概要、公表方法・時期）

5 . 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
国内事業者への支援	円	円	円	円	費 円 費 円
マッチング型商談会の企画、運営及びフォローアップ					費 円 費 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

(別添6)

1 事業実施主体の概要

(1) 事業実施主体の名称

(注) ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名

(注) ふりがなを付すこと。

(4) 設立目的

(5) 設立年月日及び事業年度(月 ~ 月)

(6) 直近の収支予算、収支決算等

(7) 主たる業務の内容

(8) 事業担当者連絡先

ア 役職名及び氏名

イ 郵便番号及び住所

ウ 電話番号及びFAX番号

エ Eメールアドレス

2 事業の実施体制及び具体的内容

(注) 担当者数、配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等について具体的に記載すること。

3 事業実施国・地域における日本産食品普及の現状及び課題

ア 事業実施国・地域の市場特性、日本産食品の普及状況及び有望産品

イ 事業実施国・地域において日本産食品の普及を拡大するための課題及び方策

4 事業内容

ア 運営体制構築

(ア) 店舗運営体制構築にかかる調査計画

(イ) 国内の生産者等の出品者への情報提供、事前準備支援の内容

イ 運営・販売促進

(ア) 実施箇所

(イ) 実施期間

(ウ) 店舗のコンセプト、構造及びデザイン

(エ) 販売促進イベント、広報活動の内容

(オ) 事業報告（作成する報告書の概要、公表方法・時期）

5 . 積算内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		国 費 補助金	自 己 負担金	その他	
運営体制構築	円	円	円	円	費 円 費 円
運営・販売促進					費 円 費 円
計					

(注1) 必要に応じて資料を添付すること。

(注2) 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠(単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。

番 年 月 号 日

別表2に掲げる事業承認者
 農林水産省総合食料局長 } 殿
 農林水産省生産局長 }
 農林水産省大臣官房国際部長 }

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業の事業実施計画の(変更)承認申請について
() (注2) (注1)

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第4の1(注3)に基づき、関係書類を添えて(変更)承認について申請します。

(変更の理由) (注4)

- (注1) 「農林水産物等輸出促進対策」、「海外日本食優良店普及推進事業」、「品種保護に向けた環境整備」、「農林水産物等輸出課題解決対策」、「農林漁業者等マッチング支援緊急対策」又は「ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策」を記載すること。
- (注2) (注1)で「品種保護に向けた環境整備」を記載した場合においては、「オリジナル品種の権利保護の取組」又は「花き種苗の品種識別技術開発確立」を記載すること。
- (注3) 変更承認申請の場合は「第4の2」とする。
- (注4) 変更承認申請の場合のみ記入し、事業実施計画の承認通知があった事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- (注5) 別添資料を添付すること。
 農林水産物等輸出促進対策は「別添1」
 海外日本食優良店普及推進事業は「別添2」
 品種保護に向けた環境整備は「別添3」
 農林水産物等輸出課題解決対策は「別添4」
 農林漁業者等マッチング支援緊急対策は「別添5」
 ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策は「別添6」

特認団体承認申請書

- 1 事業名
- 2 団体名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度(月～月)
- 7 構成者

構成者名	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金

年間販売額	主要事業	支配関係	備考

(注)生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規定等組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(創立総会議事録写し等)
 - (3) その他参考資料

別表2に掲げる事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業に係る事業成果の報告について
（農林水産物等輸出促進対策）

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知）第7の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施主体

- (1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

2. 輸出金額の目標及び実績等

- (1) 対象国又は地域
- (2) 特定品目（果実、水産、加工食品等の別）
- (3) 特定品目の内訳

種 類	目標額 実績額 の別	平成・・年	平成・・年	平成・・年	平成・・年	平成・・年
		目標額				
	実績額					
	目標額					
	実績額					
合 計	目標額					
	実績額					

- (注1) 特定品目に内訳がある場合にのみ作成。内訳がない場合は特定品目全体での目標額及び実績額を記載すること。
- (注2) 特定品目の内訳は特定品目毎に作成すること。
- (注3) 特定品目の内訳が多数の場合、これを別葉とすることができる。
- (注4) 目標額は、事業実施計画に記載した目標額を記載し、実績額は、事業実施主体自ら取り扱った品目の輸出額を記載すること。

3. 活動内容

(注1) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

(注2) 「輸出プロモーターの活用」を実施した事業実施主体は、輸出プロモーターが事業実施主体に対して実施した業務内容やその成果等を添付すること。

4. 評価

(1) 目標達成率

(注) 事業実施年の目標額に対する実績額の比率を記載すること。

(2) 目標達成率の背景(要因)

(注) 具体的に記載すること。

別記様式第4号(第7の2の(2)のイ関係)

番
年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業に係る事業成果の報告について
(海外日本食優良店普及促進事業)

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第7の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称
(注)ふりがなを付すこと。

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 代表者の役職名及び氏名
(注)ふりがなを付すこと。

2. 海外日本食優良店普及促進事業の目標

3. 実績、活動内容

(注)当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4. 評価

(1) 目標達成率

(2) 目標達成率の背景(要因)
(注)具体的に記載すること。

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年度農林水産物等輸出促進支援事業に係る事業成果の報告について
（品種保護に向けた環境整備）

農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱（平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官通知）第7の2の(2)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施主体

- (1) 事業実施主体の名称
(注) ふりがなを付すこと。
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
(注) ふりがなを付すこと。

2. 輸出金額の目標、実績等

植物の種類（ ） 品種名（ ）

		平成・年	平成・年	平成・年	平成・年	平成・年	備考
輸出数量	目標						
	実績						
国内生産量	目標						
	実績						
国内生産額	目標						
	実績						
国内侵害発生状況	目標						
	実績						
海外侵害発生状況	目標						
	実績						

- (注1) 花き種苗の品種識別技術開発確立については品種名の記載は不要。
- (注2) 目標は事業終了年度の翌年度から3年間分まで記載すること。
- (注3) 単位を明記すること。
- (注4) 目標欄は、事業実施計画に記載した目標額を記載すること。

3. 活動内容

- (注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

4. 評価

- (1) 目標達成率
- (2) 目標達成率の背景（要因）
(注) 具体的に記載すること。

別記様式第6号(第8の1関係)

海外日本食優良店普及促進に関する収益状況報告書

番 年 月 日
号

農林水産省総合食料局長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった海外日本食優良店普及促進事業に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業に係る成果の収益
項目名() 円
- 2 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定 円

別記様式第7号(第8の1関係)

品種保護に向けた環境整備に関する収益状況報告書

番 年 月 号 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった品種保護に向けた環境整備に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 補助事業に係る工業所有権の譲渡又は実施権の設定による収益
項目名() | 円 |
| 2 | 補助事業の成果の企業化による収益 | 円 |
| 3 | 企業化に係る総費用 | 円 |
| 4 | 補助事業に関連して支出した開発費の総額 | 円 |
| 5 | 補助金の確定額
平成 年 月 日付け 第 号確定 | 円 |
| 6 | 補助事業の成果が企業化事業に利用された割合
算定根拠：

(注)収益計算書等を添付すること。 | % |

別記様式第8号(第8の3関係)

番 年 月 日
号 日

農林水産省総合食料局長 殿

住 所
氏 名 印

著作物の出版報告書

貴省 の著作にかかわる「 」は、極めて貴重かつ有益な資料であり、一般の需要も多いため、下記のとおり出版することを報告します。

記

- 1 出版物名
- 2 発行部数
- 3 規格及び頁数
- 4 販売予定価格
- 5 添付資料
 - (1) 原価計算内訳等
 - (2) その他

別記様式第9号(第8の1関係)

ショッピングモール活用型需要開拓緊急対策に関する収益状況報告書

番 年 月 日 号

農林水産省大臣官房国際部長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったショッピングモール活用型
需要開拓緊急対策に関する平成 年度の収益の状況について、農林水産物等輸出促進支援事業実施要綱(平
成18年4月25日付け17国際第1418号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、下記のとおり報
告します。

記

- 1 補助事業に係る成果の収益 項目名() 円
- 2 補助金の確定額 平成 年 月 日付け 第 号確定 円